

産業廃棄物情報シート(WD S)

※1 本データシートは廃棄物の質を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 環境省作成「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」及び京都府版様式を参考に作成したものです。

作成年月日	令和8年1月29日 作成			
排出事業者 (担当部課名)	名 称	京都府流域下水道事務所		
	住 所	〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地		
	担 当 部 課 名	施設管理課	TEL	075-954-1879
	担 当 者 名	運転・水質係 山野副主査	FAX	075-955-2224
排出事業場	名 称	桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター		
	所 在 地	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地		

◆産業廃棄物の名称・種類・荷姿等

1	廃棄物の名称	下水汚泥(し渣)		
2	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃え殻 ☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸		
		☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック類 ☐ 紙くず ☐ 木くず		
		☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず		
		☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鉋さい ☐ がれき類		
3	荷姿等	☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物		
		☐ 廃水銀等 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等		
		☐ その他 ()		
		☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等		
		☐ 容器 () ☒ 車両 (バラ) ☐ その他 ()		
		☐ スポット () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式		
		☒ 継 続 (45) kg・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 【 / ☉月・週・日】		

◆産業廃棄物の性状等

4	廃棄物の安定性・ 反応性	1) 有害特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性 ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性			
		(有・☹・不明)	☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性			
			☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性			
			☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性			
5	廃棄物の物理的 ・化学的性状	2) 品質安定性 経時変化 (有・☹)	有の場合は具体的に記入			
			☐ 品質のバラツキ ☒ 腐敗性 ☐ 揮発性 ☐ 混合反応性			
			☐ その他 (			

6	廃棄物の組成・成分情報 (有害物質等)	1) 有害物質等の有無 (☒ ・ 無) ※有の場合、以下の該当する物質にチェック。 2) 1)で有とした場合、該当する有害物質等に係る分析値の有無 (☒ ・ 無) ※測定値があるものは、別添分析表のとおり <table border="0"> <tr> <td>☐ 金属Li</td> <td>☐ 金属Na</td> <td>☐ 金属Al</td> </tr> <tr> <td>☐ 金属Mg</td> <td>☐ 金属Cu</td> <td>☐ 金属Ni</td> </tr> <tr> <td>☐ アルキル水銀化合物</td> <td>☐ トリクロエチレン</td> <td>☐ 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>☐ 水銀又はその化合物</td> <td>☐ テトラクロエチレン</td> <td>☐ チウラム</td> </tr> <tr> <td>☐ カドミウム又はその化合物</td> <td>☐ ジクロロメタン</td> <td>☐ シマジン</td> </tr> <tr> <td>☐ 鉛又はその化合物</td> <td>☐ 四塩化炭素</td> <td>☐ チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>☐ 有機リン化合物</td> <td>☐ 1,2-ジクロロエタン</td> <td>☐ ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>☐ 六価クロム化合物</td> <td>☐ 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>☐ セレン又はその化合物</td> </tr> <tr> <td>☐ 砒素又はその化合物</td> <td>☐ シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>☐ 1,4-ジメチル</td> </tr> <tr> <td>☐ シアン化合物</td> <td>☐ 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>☐ ダイキシン類</td> </tr> <tr> <td>☐ PCB</td> <td>☐ 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>☐ その他()</td> </tr> </table>	☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al	☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni	☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン	☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロエチレン	☐ チウラム	☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン	☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ	☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン	☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☐ セレン又はその化合物	☐ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル	☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☐ ダイキシン類	☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()
☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al																																	
☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni																																	
☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン																																	
☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロエチレン	☐ チウラム																																	
☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン																																	
☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ																																	
☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン																																	
☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☐ セレン又はその化合物																																	
☐ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル																																	
☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☐ ダイキシン類																																	
☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()																																	
7	取り扱う際の注意事項	※ 保護具等の安全対策、異常処置対策（応急措置、漏洩対策、火災時の措置等）については、別途協議																																	
8	特別注意事項 [避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化 などに起因する環境汚染の可能性も含む]	特別注意事項 (有 ・ ☒)																																	
9	JIS C0950に規定する有害物質情報の表示に関する情報 ※参考 【含有マーク】  【グリーンマーク】 	① 当品目の有無 (有 ・ ☒) ※有の場合は該当する製品 <table border="0"> <tr> <td>☐ 廃パーソナルコンピュータ</td> <td>☐ 廃ユニット形エアコンディショナー</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃テレビジョン受信機</td> <td>☐ 廃電子レンジ</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃衣類乾燥機</td> <td>☐ 廃電気冷蔵庫</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃電気洗濯機</td> <td></td> </tr> </table> ② (①で有の場合) 製造又は輸入時期 ア 平成18年7月1日以降 イ 平成18年6月30日以前 ③ (②でアの場合) 含有マーク等の有無 (有 [含有マーク・グリーンマーク] ・ 無) ④ (③で有の場合) 製品中添付位置 () 情報掲載Webサイト () 含有物質 ☐ Pb ☐ Hg ☐ Cd ☐ Cr ⁶⁺ ☐ PBB ☐ PBDE	☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー	☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ	☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫	☐ 廃電気洗濯機																										
☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー																																		
☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ																																		
☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫																																		
☐ 廃電気洗濯機																																			
10	その他の情報	① サンプルの提供の有無 (有 ・ ☒) ② 産業廃棄物の発生工程等 市町から流入した下水から除去したし渣																																	

試験成績報告書

京都府流域下水道事務所
所長 吉本 慶太 様

試料採取場所：洛西浄化センター
試料採取日：令和7年11月6日
試験年月日：令和7年11月6日 ～ 令和7年11月28日
試料由来：持ち込み
試料採取者：日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

計量証明事業登録
京都府知事（濃度）第1050号
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
大阪市北区同心1丁目7番14号
環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9
TEL075 (959) 0705 FAX075 (951) 0886
環境計量士 中井 政典
(登録番号 第5292号)

ご依頼を受けました試料の試験結果は、下記の通りでございます。

試験項目		試験方法	試料名 し渣 〔溶出試験〕埋立処分 (海面埋立処分を除く)	報告下限値
水銀又はその化合物	mg/L	環境庁告示第59号付表2	< 0.0005	0.0005
カドミウム又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 14.4	< 0.001	0.001
鉛又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 13.4	< 0.006	0.006
有機燐化合物	mg/L	JIS K0102-4 7.2.1及び7.2.3	< 0.01	0.01
六価クロム化合物	mg/L	環境庁告示第13号別表1	< 0.01	0.01
砒素又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 20.4	< 0.005	0.005
シアン化合物	mg/L	JIS K0102-2 9.3.2及び9.6	< 0.1	0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	JIS K0093-5	< 0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.008	0.008
テトラクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
ジクロロメタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
四塩化炭素	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.03	0.03
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0006	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
チウラム	mg/L	環境庁告示第59号付表5	< 0.0006	0.0006
シマジン	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.0003	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.002	0.002
ベンゼン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.001	0.001
セレン又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 26.3	< 0.001	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	環境庁告示第59号付表7	< 0.005	0.005
-以下余白-				

本試料は環境庁告示第13号(イ)に基づき、純水を用いて溶出液を作成した。
「<」は未満を表す。